

参考資料

1. 提出書類リスト

(1) 景観計画区域内における行為の事前相談の際には、景観計画区域内における行為の事前相談申請書（様式第4号）と、様式第1号（別紙1）・様式第1号（別紙2）・様式第1号（別紙3）の該当するもの、景観計画区域内における行為の届出の際には、景観計画区域内における行為の届出書（様式第1号）と、様式第1号（別紙1）・様式第1号（別紙2）・様式第1号（別紙3）の該当するもの、又は景観計画区域内における行為の変更届出書（様式第2号（第4条関係））

- ・様式第1号（別紙1）：「建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更」の場合
- ・様式第1号（別紙2）：「工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更」の場合
- ・様式第1号（別紙3）：「開発行為、土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積^{たい}」の場合

(2) 添付書類

- ・建築物の建築等
- ・工作物の建設等

添付する図書の種類	図書に記載する内容	備 考
景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況及び 配慮した内容	—
付近見取図	1. 縮尺 2. 方位 3. 道路、公園等の公共施設 4. 目標となる地物 5. 行為地の位置 6. 現状写真の撮影位置及び撮影方向	建築物又は工作物の敷地の 位置及び当該敷地の周辺の 状況を表示する図面縮尺 2,500分の1以上(※)
配置図	1. 縮尺 2. 方位 3. 行為地の形状及び寸法 4. 届出に係る建築物又は工作物の位置 と既存の建築物又は工作物の位置 5. 隣接する道路の位置及び幅員 6. 植栽、樹木等の位置、種類及び高さ 7. 外構施設の位置、材料及び面積 8. 現状写真の撮影位置及び撮影方向	当該敷地内における建築物 又は工作物の位置を表示す る図面 縮尺100分の1以上(※)
立面図	1. 縮尺 2. 各面の方位及び寸法 3. 開口部、建築設備、軒等の位置及び 形状 4. 屋根、壁面等の仕上げ(素材及び色彩 (マンセル表色系等による表示))	建築物又は工作物の彩色さ れた二面以上の立面図 縮尺50分の1以上(※)
現況写真	行為の場所及びその周辺の状況 (複数の方向から行為の場所及びその周 辺の状況がわかるように撮ったもの に、行為の場所と行為のおおよその形 状等を示すこと)	当該敷地及び当該敷地の周 辺の状況を示す写真(カラー 写真、プリンタによる印刷 物でも可) ※写真に建築物又は工作物 のボリュームシミュレーシ ョンを記入してください。

※行為の規模が大きいため定められた縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応
じて、適切な縮尺の図面としてください。

- ・開発行為
- ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

添付する図書の種類	図書に記載する内容	備 考
景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況及び 配慮した内容	—
付近見取図	1. 縮尺 2. 方位 3. 道路、公園等の公共施設 4. 目標となる地物 5. 行為地の位置	当該行為を行う土地の区域 並びに当該区域内及び当該 区域の周辺の状況を表示す る図面 縮尺2,500分の1以上(※)
現況平面図	1. 縮尺 2. 方位 3. 行為地の区域 4. 周辺の土地利用の現況及び地形 5. 隣接する道路の位置及び幅員 6. 断面図に係る断面の位置及び方向 7. 現況写真の撮影位置及び撮影方向	当該行為を行う土地の区域 並びに当該区域内及び当該 区域の周辺の状況を表示す る図面 縮尺2,500分の1以上 (※)
計画平面図	1. 縮尺 2. 方位 3. 断面図に係る断面の位置及び方向 4. 行為後における植栽等の位置、種類 及び規模 5. 行為後に設置する構造物等の位置、 種類及び規模 6. 行為中の遮へい物の位置、種類、構 造及び規模(土石の採取又は鉱物の掘 採の場合のみ)	設計図又は施工方法を明ら かにする図面、採取又は掘 採の方法を明らかにする図 面、採取又は掘採をした後 に行う措置を明らかにする 図面 縮尺100分の1以上(※)
断面図	1. 縮尺 2. 行為の実施前後における行為地の縦 断面及び横断面	設計図又は施工方法を明ら かにする図面又は採取又は 掘採の方法を明らかにする 図面 縮尺100分の1以上(※)
現況写真	行為の場所及びその周辺の状況 (複数の方向から行為の場所及びその周 辺の状況がわかるように撮ったもの に、行為の場所と行為のおおよその形 状等を示すこと)	当該区域及び当該区域の周 辺の状況を示す写真(カラー 写真、プリンタによる印刷 物でも可)

※行為の規模が大きいため定められた縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応
じて、適切な縮尺の図面としてください。

・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

添付する図書の種類	図書に記載する内容	備 考
景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況及び 配慮した内容	—
付近見取図	1. 縮尺 2. 方位 3. 道路、公園等の公共施設 4. 目標となる地物 5. 行為地の位置	物件の堆積を行う土地の区 域並びに当該区域内及び当 該区域の周辺の状況を表示 する図面 縮尺2,500分の1以上(※)
配置図	1. 縮尺 2. 方位 3. 行為地の形状及び寸法 4. 隣接する道路の位置及び幅員 5. 堆積する物件の位置、種類及び規模 6. 遮へいする物の位置、種類、構造及 び規模 7. 現況写真の撮影位置及び撮影方向	当該敷地内における物件の 堆積する場所及び方法を明 らかにする図面 縮尺100分の1以上(※)
現況写真	行為の場所及びその周辺の状況 (複数の方向から行為の場所及びその周 辺の状況がわかるように撮ったもの に、行為の場所と行為のおおよその形 状等を示すこと)	行為を行う土地の区域及び 当該区域の周辺の状況を示 す写真(カラー写真、プリン タによる印刷物でも可)

※行為の規模が大きい場合定められた縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応
じて、適切な縮尺の図面としてください。

2. 届出様式記入例
3. 景観形成基準チェックシート記入例
□ 届出様式：建築物の記入例

様式第1号(第3条関係) (表)
景観計画区域内における行為の届出書

令和7年 4月 1日

(宛先) 松阪市長

届出者 住 所 〒 ###-####
三重県松阪市殿町××番地

氏 名 AA AA

電話番号 (0598) ## - ####

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の 種類	建築物等	(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更				
			用 途 (飲食店、物品販売店舗、事務所)				
	(2) 工作物	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更					
		種 類 ()					
(3) 都市計画法第4条第12項に 規定する開発行為	目 的						
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の 掘採その他の土地の形質の変更							
(5) 屋外における土石、廃棄物、 再生資源その他の物件の堆積							
行為の場所		松阪市 伊勢寺町 551-3					
行為の着手予定年月日		R7年 5月 20日		行為の完了予定年月日		R7年 12月 20日	
連絡 先	所在地及び 電話番号	所在地 〒 ###-#### 三重県松阪市殿町〇〇番地 電話番号 (0598) ## - ####					
	名称及び 担当者	名称 BBBB 設事務所 担当者 CC CC					
※ 受付 欄					※ 処理 欄		

(規格A4)

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙 1、別紙 2 又は別紙 3 を添付してください。
- 2 景観法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する図書を添付してください。
- 3 「届出者」は建築主又は施主の住所、氏名等を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあっては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として、届出者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。
なお、届出者以外の者が、届出に係る照会に関する回答以外の手続を行う場合は、別途委任状の提出が必要です。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第1号（別紙1）

（表）

行為の内容（建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

新築 増築・改築・移転 （該当行為に○を付けてください。）			届出部分	既存部分	合計
	敷地面積		226,800 m ²	m ²	226,800 m ²
	建築面積		990 m ²	m ²	990 m ²
	延べ面積		(1 階) 910 m ²	(階) m ²	(1 階) 910 m ²
	高 　　さ		11 m	m	11 m
	構 　　造		木造		
	外部仕上げ	屋根	色彩	濃いベージュ (5.0Y4/0.5)	
			素材	コンクリート瓦ぶき	
		外 壁	色彩	ベージュ (2.5Y7/4)	
			素材	ラスモルタルの上 薄付仕上げ塗り材	
敷地の緑化			届出部分	既存部分	合計
	緑地面積		500 m ²	1,000 m ²	1,500 m ²
	樹 種 等		ツツジ、ケヤキ、シバなど	ヤマザクラ、クヌギ、ケヤキなど	
そ の 他		敷地回りのフェンスは、ダークブラウンとし、残した緑と調和するよう工夫した。			
外観の変更 （修繕・模様替）・色彩の変更	(対象建築物) ・外観面積 _____ m ² ・建築面積 _____ m ² ・延べ面積 _____ m ² ・高 　　さ _____ m ・構 　　造 _____		変更面積	変 更 後	変 更 前
	屋根	色彩	m ²		
		素材	m ²		
	外 壁	色彩	m ²		
		素材	m ²		
	既存の樹木や地形を、できるだけ残すよう配置計画を工夫した。 アクセス道路沿いには、圧迫感を与えないよう配置に工夫した。 残した樹林地より建物の高さを低くし、周辺の田園地帯と溶け込むよう工夫した。 勾配屋根を採用し、背景の山並みと調和するよう工夫した。				

(裏)

備考

- 1 各項目について、建築物の新築に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 3 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
- 4 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。()
には、階層を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該建築物の上端までの高さを記入してください。
また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、マンセル表色系の記号を記入してください。(マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色(5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2)、薄いグレー(N7.5)、薄いアイボリー(5Y8/1.5)等)
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積、マンセル表色系の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。(例：日本瓦ぶき、着色鉄板瓦棒ぶき、アスファルト露出防水、押出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)
- 9 「その他」欄には、松阪市景観計画の景観形成基準に定める「その他(外構、夜間の照明等に関する事。)」事項に関する配慮事項を記入してください。
- 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 11 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

(参考様式)

委任状

(代理人)

氏 名 BBBB 設計事務所 CC CC

住 所 三重県松阪市殿町〇〇番地

連絡先(電話番号) (0598) ## - ####

私は、上記の者を代理人と定め、下記の業務に関する一切の権限を委任します。

記

業務名

(行為の場所) 三重県松阪市伊勢寺町 551-3における

(行為の名称) (仮称)松阪農業公園事務所棟新築工事に関する

- ・松阪市景観計画に係る景観法第 16 条の規定による届出に関する業務
- ・その他これに付随する業務

令和 7 年 4 月 1 日

委任者

住 所 三重県松阪市殿町××番地

氏 名 A A A A

※ 委任状には、委任者の署名又は押印が必要です。

□ 景観形成基準チェックシート 建築物の記入例

行為の場所（地名地番）	松阪市 伊勢寺町 551-3（事務所棟）
行為の種類 （該当するものにチェック）	☒ 建築物 ☐ 工作物 ☐ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 ☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆（たい）積

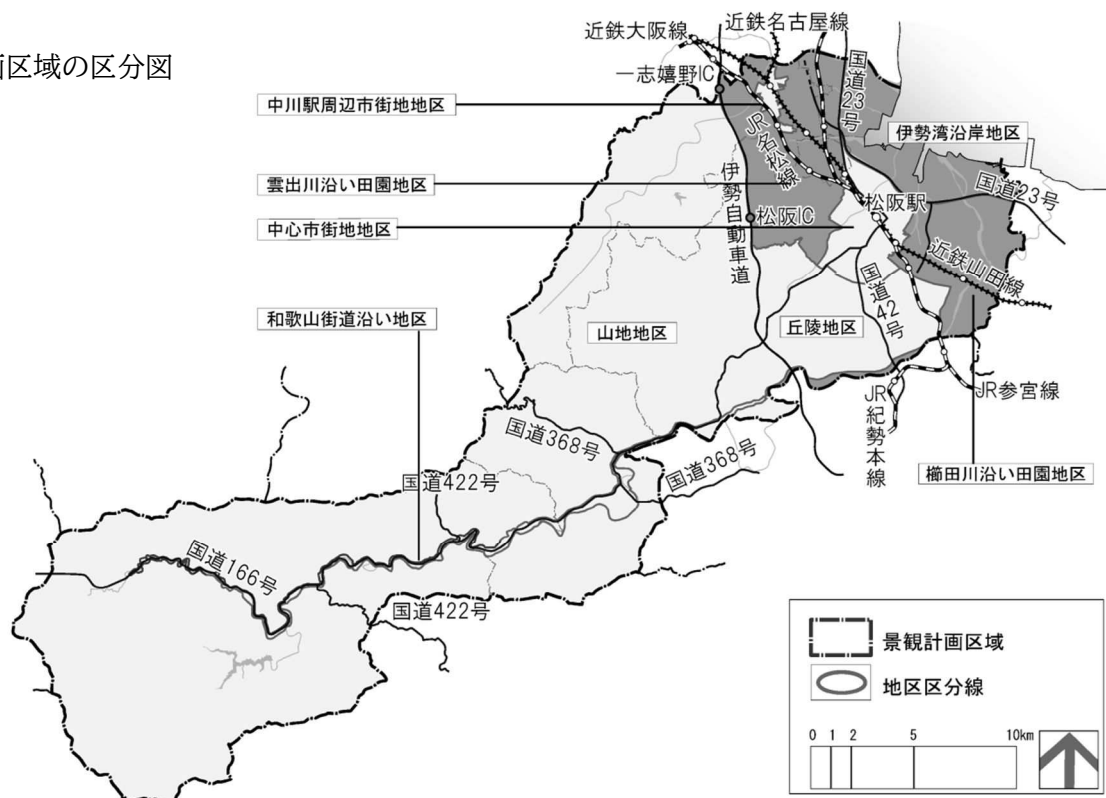
(1) 行為を行う場所について、該当するものをチェックしてください。

①景観計画 区域の区分	☐ 伊勢湾沿岸地区 ☒ 雲出川沿い田園地区 ☐ 和歌山街道沿い地区 ☐ 中心市街地地区 ☐ 橿田川沿い田園地区 ☐ 山地地区 ☐ 中川駅周辺市街地地区 ☐ 丘陵地区
②背景や周辺 にみられる 景観 （該当するものすべてに チェック）	【自然的なもの】 ☐ 河川 ☒ 山地・丘陵地・里山 ☐ 海 ☒ 田園 【歴史的なもの】 ☐ 歴史的なまち並み ☐ 史跡、寺社 【都市的なもの】 ☐ 商業地 ☒ 高速道路、幹線道路 ☐ 住宅地 ☐ 公園・レクリエーション施設 ☐ 住宅団地 ☐ 工業地

※背景や周辺にみられる景観の具体例は、巻末の「5用語の解説」を参照してください。

※背景や周辺にみられる景観とは、当該行為の場所周辺の道路等から、誰もが容易に見ることのできる周辺の景観あるいは背景に遠望できる景観のことをいう。

□ 景観計画区域の区分図



(2) 計画の内容において、良好な景観の形成のために、周辺の景観に配慮した事項をチェックしてください。

【建築物・工作物等の規模・配置に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
1. 規模・ 配置	☒ 規模及び配置は、周辺景観との調和に配慮したもの とすること。			
	☒ 建築物が、豊かな自然環境や歴史的景観資源等に近接する場合は、その保全及び活用に配慮した規模及び配置とすること。	1-1 (18 頁)	周辺の農地や池、樹木を出来る限り保全・活用した。	
	☒ 周辺に樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とすること。	1-2 (19 頁)	敷地内に残した樹林地より低くした。	
	☐ 商業地や工業地においては、敷地内に建築物や工作物等が複数ある場合、それらがまとまりのある配置となるよう工夫すること。	1-3 (20 頁)		
2. 壁面	☐ 壁面は、立地条件にあわせ、後退するかあるいは周辺の壁面との調和に配慮したもの とすること。			
	☒ 壁面は、道路から出来る限り後退するか、やむを得ず後退できない場合は、壁面の前面部を生垣や植栽等により修景すること。	2-1 (22 頁)	出来る限り後退し、前面には駐車場を設けた。	
	☐ 歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した配置等により、壁面線の統一に努めること。	2-2 (23 頁)		
	☐ 壁面線を統一することにより道路への圧迫感が生じる場合は、塀や垣、植栽等により壁面線の連続性を確保すること。	2-3 (24 頁)		

【建築物・工作物等の形態・意匠に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
3. 形態・意匠	☒ 形態及び意匠は、周辺景観との調和に配慮するとともに、建物全体の統一感の確保及び単調さや圧迫感を与えない壁面となるような形態・意匠に配慮すること。		背景の山並みと調和するよう勾配屋根にした。 大きな壁面、屋根面にならないよう、平面形状を単純な四角にしないで、大小の四角の組み合わせにした。 また、壁面には多くの開口部を設けた。	
	☐ 歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した形態及び意匠とすること。	3-1 (26 頁)		
	☒ 壁面は、適度に仕様を分け、窓などの開口部を設置することなどにより、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。	3-2 (27 頁)		

【附属建築物・附属設備に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
4. 附属建築物・附属設備	☒ 附属建築物及び附属設備は、周辺景観と調和するよう工夫すること。		一体感のあるものとし、木のルーバーにより覆った。	
	☒ 車庫、自転車置き場、機械室などの附属建築物及び屋外階段、ごみ集積所等がある場合は、これを主体となる建築物と調和させ、一体感のある形態・意匠、色彩とすること。	4-1 (31 頁)		
	☒ 外壁又は屋上に設ける附属設備は、ルーバー等により覆うなど露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。	4-2 (32 頁)		
	☐ 附属設備がやむを得ず露出する場合は、できるだけ建築物本体と色彩を合わせる等同質の仕上げにより、目立たないように配慮すること。	4-2 (32 頁)		

【外構に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
5. 外構	☒ 建築物の外構は、周辺景観との調和に配慮したものとすること。			
	☒ 敷地の境界を囲う場合は、生垣の植栽に努め、塀や柵等を設ける場合は、歩行者等に威圧感や圧迫感を感じさせない形態・意匠とすること。	5-1 (34 頁)	ダークブラウンの格子状フェンスを採用した。	

【色彩や素材に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
6. 色彩	☒ 色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観との調和に配慮すること。			
	☒ 基調となる色は、落ち着いたものとし、マンセル表色系において各色相に応じ明度・彩度の上限を次のように定める。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラス等の色彩はこの限りでない。 ☐ アクセント色の使用に際しては、各面とも見付面積の5分の1以下の範囲内とし、基調となる色との調和に工夫すること。	6-1 (36 頁) (38 頁) (39 頁) 6-2 (37 頁)	壁の色、屋根の色とも土の色に近い黄色系の色相で統一し、屋根の色は、背景となる山並みから突出しないよう、彩度を低く設定した。	
7. 素材	☒ 素材は、周辺景観に調和するものとする。		周辺の田園景観になじむよう反射性素材は使用していない。	
	☐ 反射性のある素材は、主要な屋根や壁面などの大部分(2分の1以上)にわたって使用することは避けること。ただし、無彩色のガラスは除く。	7-1 (41 頁)		

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対 象 事 項		素 材		色彩計画		
建 築 物 等 の 外 観 の 色 彩	屋 根 材	洋	瓦	色相 5.0Y	明度 4.0	彩度 0.5
	外 壁 材	吹	き 付 け 塗 装	色相 2.5Y	明度 7.0	彩度 4.0
	()			色相	明度	彩度
	アクセント色	使	用 せ ず	色相	明度	彩度
ア ク セ ン ト 部 分 等 の 面 積		アクセント部分の面積		見付面積		見付面積 × 1 / 5
	東 立 面	㎡		㎡		㎡
	南 立 面	㎡		㎡		㎡
	西 立 面	㎡		㎡		㎡
	北 立 面	㎡		㎡		㎡

□建築物等の反射性素材記入欄

反 射 性 素 材 の 面 積		反射性素材の面積	見付面積	見付面積 $\times 1/2$
	主 要 な 屋 根	m ²	m ²	m ²
	主 要 な 壁 面	m ²	m ²	m ²
	()	m ²	m ²	m ²
	()	m ²	m ²	m ²

【緑化に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
8. 緑化	☒ 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。		既存の樹木も可能な限り活かした。	
	☐ 植栽は、楨等、周辺の景観と調和のとれた樹種とすること。	8-1 (43 頁)		
	☐ 住宅地においては、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添える工夫をすること。	8-2 (44 頁)		
	☐ 工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。	8-3 (45 頁)		

【夜間の照明に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
9. 夜間の照明	☒ 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。	9 (47 頁)	建物の壁面を照らす間接照明とした。	

□ 届出様式：工作物の記入例

様式第 1 号(第 3 条関係) (表)
景観計画区域内における行為の届出書

令和 7 年 4 月 1 日

(宛先) 松阪市長

届出者 住 戸 番 号 ###-####
所 東京 都 〇〇 区 △△ × × 番 地
氏 名 AA AA
電話番号 (03) #### - ####

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

景観法第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 種 類	建築物等	(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更					
		用 途 ()						
	(2) 工作物	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更						
		種 類 (鉄塔 (携帯電話基地局))						
(3) 都市計画法第 4 条第 12 項に 規定する開発行為	目 的							
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の 掘採その他の土地の形質の変更								
(5) 屋外における土石、廃棄物、 再生資源その他の物件の堆積								
行 為 の 場 所			松阪市 伊勢寺町 551-3					
行為の着手予定年月日			R7 年 5 月 20 日		行為の完了予定年月日		R7 年 9 月 20 日	
連 絡 先	所在地及び 電話番号	所在地 戸 番 号 ###-#### 愛知県名古屋市 ▲▲〇〇 番 地 電話番号 (052) ### - ####						
	名称及び 担当者	名称 BBBB 建設 (株) 担当者名 CC CC						
※ 受 付 欄					※ 処 理 欄			

(規格 A4)

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙 1、別紙 2 又は別紙 3 を添付してください。
- 2 景観法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する図書を添付してください。
- 3 「届出者」は建築主又は施主の住所、氏名等を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあっては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として、届出者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。
なお、届出者以外の者が、届出に係る照会に関する回答以外の手続を行う場合は、別途委任状の提出が必要です。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

行為の内容（工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

工作物の種類		鉄柱			
		（松阪市景観規則第2条第 3号該当）			
新設 増築・改築・移転（該当行為に○を付けてください。）		届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積	100 m ²	m ²	100 m ²	
	築造面積	30 m ²	m ²	30 m ²	
	高さ	16 ()m	()m	16 ()m	
	構造	鉄骨造（モノポール型）			
	仕上げ	届出部分		既存部分	
		色彩	明るいグレー（N7.0）		
		素材	鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ		
	敷地の緑化	届出部分		既存部分	
		緑地面積	15 m ²	m ²	15 m ²
樹種等		槇垣			
その他					
色彩の変更 外観の変更 （修繕・模様替）	（対象工作物）				
	・外観面積				
	・築造面積				
	・高さ				
	・構造				
色彩 素材		変更面積	変更後	変更前	
景観上配慮した事項 その他参考となる事項		鉄塔が空に溶け込むように、明るいグレーとした。 設備機器類を、槇垣により外から見えにくくなるよう工夫した。			

(裏)

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。（ ）には、松阪市景観規則第2条の該当する号番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「築造面積」欄には、当該工作物の水平投影面積を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。

増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、マンセル表色系の記号を記入してください。（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5YR3/3）、淡い黄緑色（2.5GY8/2）、薄いグレー（N7.5）、薄いアイボリー（5Y8/1.5）等）

また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、マンセル表色系の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。（例：ステンレスヘアライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等）
- 9 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 10 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

(参考様式)

委任状

(代理人)

氏 名 BBBB 建設(株) CC CC

住 所 愛知県名古屋市▲▲○○番地

連絡先(電話番号) (052) ### - ####

私は、上記の者を代理人と定め、下記の業務に関する一切の権限を委任します。

記

業務名

(行為の場所) 三重県松阪市伊勢寺町 551-3における

(行為の名称) (仮称)松阪農業公園内携帯電話基地局設置工事に関する

- ・松阪市景観計画に係る景観法第 16 条の規定による届出に関する業務
- ・その他これに付随する業務

令和 7 年 4 月 1 日

委任者

住 所 東京都○○区△△××番地

氏 名 A A A A

※ 委任状には、委任者の署名又は押印が必要です。

□ 景観形成基準チェックシート 工作物の記入例

行為の場所（地名地番）	松阪市 伊勢寺町 551-3
行為の種類 （該当するものにチェック）	☐ 建築物 ☒ 工作物 ☐ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 ☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積

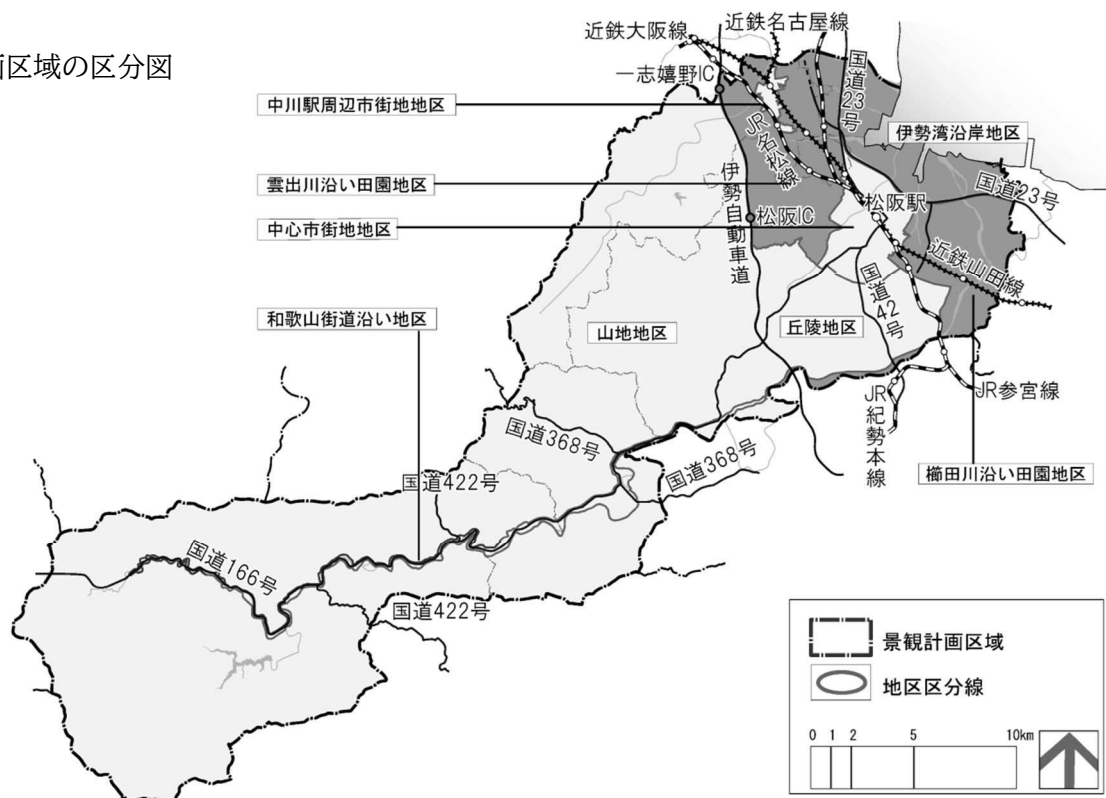
(1) 行為を行う場所について、該当するものをチェックしてください。

①景観計画 区域の区分	☐ 伊勢湾沿岸地区 ☒ 雲出川沿い田園地区 ☐ 中心市街地地区 ☐ 橿田川沿い田園地区 ☐ 中川駅周辺市街地地区 ☐ 丘陵地区	☐ 和歌山街道沿い地区 ☐ 山地地区
②背景や周辺 にみられる 景観 (該当するものすべてに チェック)	【自然的なもの】 ☐ 河川 ☒ 田園 ☐ 海 ☒ 山地・丘陵地・里山	
	【歴史的なもの】 ☐ 歴史的なまち並み ☐ 史跡、寺社	
	【都市的なもの】 ☐ 商業地 ☒ 高速道路、幹線道路 ☐ 住宅地 ☐ 公園・レクリエーション施設 ☐ 住宅団地 ☐ 工業地	

※背景や周辺にみられる景観の具体例は、巻末の「5用語の解説」を参照してください。

※背景や周辺にみられる景観とは、当該行為の場所周辺の道路等から、誰もが容易に見ることのできる周辺の景観あるいは背景に遠望できる景観のことをいう。

□ 景観計画区域の区分図



(2) 計画の内容において、良好な景観の形成のために、周辺の景観に配慮した事項をチェックしてください。

【建築物・工作物等の規模・配置に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
1. 規模・ 配置	☒ 規模及び配置は、周辺景観との調和に配慮したもの とすること。			
	☒ 建築物が、豊かな自然環境や歴史的景観資源等に近接する場合は、その保全及び活用に配慮した規模及び配置とすること。	1-1 (18 頁)	周辺の農地や池、樹木から離して設置した。	
	☐ 周辺に樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とすること。	1-2 (19 頁)		
	☐ 商業地や工業地においては、敷地内に建築物や工作物等が複数ある場合、それらがまとまりのある配置となるよう工夫すること。	1-3 (20 頁)		
2. 壁面	☐ 壁面は、立地条件にあわせ、後退するかあるいは周辺の壁面との調和に配慮したもの とすること。			
	☒ 壁面は、道路から出来る限り後退するか、やむを得ず後退できない場合は、壁面の前面部を生垣や植栽等により修景すること。	2-1 (22 頁)	道路から出来る限り後退したが、駐車場内に設置するため、まわりに植垣を植えた。	
	☐ 歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した配置等により、壁面線の統一に努めること。	2-2 (23 頁)		
	☐ 壁面線を統一することにより道路への圧迫感が生じる場合は、塀や垣、植栽等により壁面線の連続性を確保すること。	2-3 (24 頁)		

【建築物・工作物等の形態・意匠に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
3. 形態・意匠	☒ 形態及び意匠は、周辺景観との調和に配慮するとともに、建物全体の統一感の確保及び単調さや圧迫感を与えない壁面となるような形態・意匠に配慮すること。		鉄塔が空に溶け込むように、モノポール型にした。	
	☐ 歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した形態及び意匠とすること。	3-1 (26 頁)		
	☐ 壁面は、適度に仕様を分け、窓などの開口部を設置することなどにより、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。	3-2 (27 頁)		

【附属建築物・附属設備に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
4. 附属建築物・附属設備	☒ 附属建築物及び附属設備は、周辺景観と調和するよう工夫すること。		設備機器類を、楕垣により外から見えにくくなるよう工夫した。	
	☐ 車庫、自転車置き場、機械室などの附属建築物及び屋外階段、ごみ集積所等がある場合は、これを主体となる建築物と調和させ、一体感のある形態・意匠、色彩とすること。	4-1 (31 頁)		
	☒ 外壁又は屋上に設ける附属設備は、ルーバー等により覆うなど露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。	4-2 (32 頁)		
	☐ 附属設備がやむを得ず露出する場合は、できるだけ建築物本体と色彩を合わせる等同質の仕上げにより、目立たないように配慮すること。	4-2 (32 頁)		

【外構に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
5. 外構	☒ 建築物の外構は、周辺景観との調和に配慮したものとすること。			
	☒ 敷地の境界を囲う場合は、生垣の植栽に努め、塀や柵等を設ける場合は、歩行者等に威圧感や圧迫感を感じさせない形態・意匠とすること。	5-1 (34 頁)	楨垣により敷地を囲った。	

【色彩や素材に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
6. 色彩	☒ 色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観との調和に配慮すること。			
	☒ 基調となる色は、落ち着いたものとし、マンセル表色系において各色相に応じ明度・彩度の上限を次のように定める。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラス等の色彩はこの限りでない。 ☐ アクセント色の使用に際しては、各面とも見付面積の5分の1以下の範囲内とし、基調となる色との調和に工夫すること。	6-1 (36 頁) (38 頁) (39 頁) 6-2 (37 頁)	鉄塔が空に溶け込むように、明るいグレーとした。	
7. 素材	☒ 素材は、周辺景観に調和するものとすること。		反射性素材は使用していない。	
	☐ 反射性のある素材は、主要な屋根や壁面などの大部分(2分の1以上)にわたって使用することは避けること。ただし、無彩色のガラスは除く。	7-1 (41 頁)		

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対 象 事 項		素 材	色彩計画		
建 築 物 等 の 外 観 の 色 彩	屋 根 材		色相	明度	彩度
	外 壁 材		色相	明度	彩度
	(鉄 塔)	鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ	色相 N	明度 7.0	彩度
	アクセント色	使 用 せ ず	色相	明度	彩度
アクセ ント部 分等の 面積		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積 $\times 1/5$	
	東 立 面	m ²	m ²	m ²	
	南 立 面	m ²	m ²	m ²	
	西 立 面	m ²	m ²	m ²	
	北 立 面	m ²	m ²	m ²	

□建築物等の反射性素材記入欄

反 射 性 素材の 面積		反射性素材の面積	見付面積	見付面積 $\times 1/2$
	主 要 な 屋 根	m ²	m ²	m ²
	主 要 な 壁 面	m ²	m ²	m ²
	()	m ²	m ²	m ²
	()	m ²	m ²	m ²

【緑化に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
8. 緑化	☒ 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。		楨垣により敷地を囲った。	
	☐ 植栽は、楨等、周辺の景観と調和のとれた樹種とすること。	8-1 (43 頁)		
	☐ 住宅地においては、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添える工夫をすること。	8-2 (44 頁)		
	☐ 工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。	8-3 (45 頁)		

【夜間の照明に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
9. 夜間の照明	☒ 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。	9 (47 頁)	照明については設置しない。	

【その他工作物等に関する事項】：共通の基準

※こちらの項目は、携帯電話基地局および再生可能エネルギー発電設備の場合のみ記入してください。

項目	景観形成基準	主に配慮した内容	適否
10. その他工作物等	☑携帯電話基地局や再生可能エネルギー発電設備など、その他の工作物（以下「その他工作物」という。）については、敷地境界からできる限り後退し、過大な高さにならないよう配慮するとともに、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。	高さを必要最低限に抑え、周辺の建築物から突出しない高さとなっている。また、道路境界から〇m後退して配置している。	
	☑また、周囲の公共の場所から目立たないよう位置や形状に配慮し、周辺景観との調和に工夫すること。	広場から離れた位置に設置する。また、附属設備は必要最小限とし、すっきりとした形態とする。	
	☑その他工作物の色彩等は、目立たない色彩や反射の少ない素材を採用するなど、周辺景観との調和に配慮すること。	鉄塔が空に溶け込むようにグレーで中明度のものを使用する。反射性素材は使用しない。	
	☑その他工作物は、遮へい効果のある生垣や板塀等を敷地周囲に配置するなど周辺景観との調和に工夫すること。	周囲に塀が多く見られるため、塀による生垣を設ける。	

□ 届出様式：開発行為などの記入例

様式第 1 号(第 3 条関係) (表)
景観計画区域内における行為の届出書

令和 7 年 4 月 1 日

(宛先) 松阪市長

届出者 住 戸 所 ###-####
愛知県〇〇市△△××番地

氏 名 AA AA

電話番号 (052) ### — ####

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

景観法第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 種 類	建築物等	(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更				
		用 途 ()					
	(3) 都市計画法第 4 条第 12 項に 規定する開発行為	目 的	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更				
			種 類 ()				
			共同住宅敷地の造成				
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更							
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積							
行 為 の 場 所			松阪市 〇〇町〇〇番地外〇筆				
行為の着手予定年月日		R7 年 5 月 20 日		行為の完了予定年月日		R7 年 11 月 20 日	
連 絡 先	所在地及び電話番号	所在地 戸 所 ###-#### 三重県松阪市▲▲〇〇番地 電話番号 (0598) ## — ####					
	名称及び担当者	名称 BBBB コンサルタント (株)		担当者名 CC CC			
※ 受 付 欄				※ 処 理 欄			

(規格 A4)

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙 1、別紙 2 又は別紙 3 を添付してください。
- 2 景観法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する図書を添付してください。
- 3 「届出者」は建築主又は施主の住所、氏名等を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあっては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として、届出者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。
なお、届出者以外の者が、届出に係る照会に関する回答以外の手続を行う場合は、別途委任状の提出が必要です。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

いずれかの該当行為のみ
記述してください

様式第1号（別紙3）

（表）

行為の内容 （開発行為、土地の開墾、土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の^{たい}堆積）

開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更	土地の面積 <u>4,000</u> m ²	変更後の土地の形状	・宅地 GL と周辺の農地とで2 mの段差あり ・土地の傾斜は無し
	のり 法面又は擁壁の規模 高さ <u>2</u> m 長さ <u>250</u> m こう 勾配 <u>-</u> %	のり 法面等 の外観	・90度のL型擁壁を設置 ・擁壁の素材はコンクリート素地
		緑化の方法	・緑化面積 200 m² ・樹種：張り芝、イロハモミジ、トウカエデなど ・緑化の工法：植樹帯の設置 ・既存樹木は無し
土石の採取・ 鉱物の掘採	土地の面積 <u>100,000</u> m ²	採取又は掘採の位置・方法	・道路に面した地形と樹木を残し、行為地を道路から可能な限り離すことにより、目立ちにくくする。
	のり 法面又は擁壁の規模 高さ <u>30</u> m 長さ <u>300</u> m こう 勾配 <u>45</u> %	跡地の緑化方法等	・跡地の緑化面積：約 5000 m² ・樹種：落葉広葉樹、常緑樹の混交林 ・緑化の工法等：播種工を主体として、周辺環境と調和するよう多様性に富んだ植物群落による斜面樹林化工法を採用
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の ^{たい} 堆積	土地の面積 <u>4,000</u> m ²	物件の種類	・土木、建築資材（コンクリート二次製品、鉄管など）
	たい 堆積又は貯蔵の高さ 高さ <u>3</u> m	たい 堆積又は貯蔵の位置・方法	・資材の種類別に整然と積み上げる。 ・道路際には高く積み上げない。
		遮へいの方 法	・楨垣により道路に面する部分を緑化する。
景観上配慮した事項 その他参考となる事項		・季節感を大切にするため、落葉樹を植える。 ・行為が終わった所から順番に緑化していく。 など	

(裏)

備考

- 1 「開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更」欄
 - (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2) 「^{のり}法面等の外観」欄には、^{のり}法面又は擁壁の^{こう}勾配、擁壁の素材等について記入してください。
 - (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。
- 2 「土石の採取・鉤物の掘採」欄
 - (1) 「採取又は掘採の位置・方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
 - (2) 「跡地の緑化の方法等」欄には、跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等及び^{のり}法面の形状や行為地の周囲の地形に合わせるための措置について記入してください。
- 3 「屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の^{たい}堆積」欄
 - (1) 「物件の種類」欄には、^{たい}堆積又は貯蔵する物件の種類について記入してください。
 - (2) 「^{たい}堆積又は貯蔵の位置・方法」欄は、整然とした^{たい}堆積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
 - (3) 「遮へいの方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入してください。
- 4 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該行為を行うに当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 5 各欄に記入できない場合には、別紙又は添付する図書等に記入してください。

(参考様式)

委任状

(代理人)

氏 名 BBBBB コンサルタント (株) CC CC

住 所 三重県松阪市▲▲○○番地

連 絡 先 (電話番号) (0598) ## - ####

私は、上記の者を代理人と定め、下記の業務に関する一切の権限を委任します。

記

業務名

(行為の場所) 三重県松阪市○○町○○番地外○筆における

(行為の名称) ○○地域開発事業に関する

- ・松阪市景観計画に係る景観法第 16 条の規定による届出に関する業務
- ・その他これに付随する業務

令和 7 年 4 月 1 日

委任者

住 所 愛知県○○市△△××番地

氏 名 A A A A

※ 委任状には、委任者の署名又は押印が必要です。

□ 景観形成基準チェックシート 開発行為などの記入例

行為の場所（地名地番）	松阪市 ○○町○○番地外○筆
行為の種類 （該当するものにチェック）	☐ 建築物 ☐ 工作物 ☒ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 ☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積

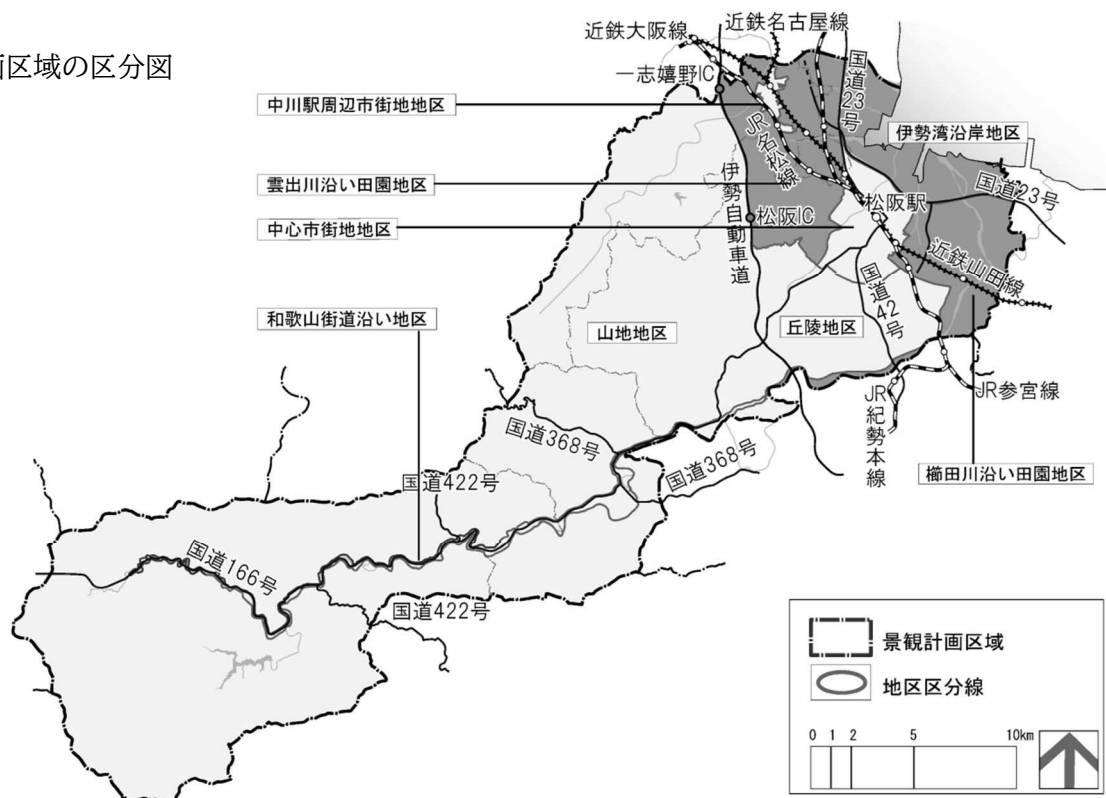
(1) 行為を行う場所について、該当するものをチェックしてください。

①景観計画 区域の区分	☐ 伊勢湾沿岸地区 ☐ 雲出川沿い田園地区 ☐ 和歌山街道沿い地区 ☐ 中心市街地地区 ☒ 橿田川沿い田園地区 ☐ 山地地区 ☐ 中川駅周辺市街地地区 ☐ 丘陵地区
②背景や周辺 にみられる 景観 (該当するものすべてに チェック)	【自然的なもの】 ☐ 河川 ☒ 山地・丘陵地・里山 ☐ 海 ☒ 田園 【歴史的なもの】 ☐ 歴史的なまち並み ☐ 史跡、寺社 【都市的なもの】 ☐ 商業地 ☐ 高速道路、幹線道路 ☒ 住宅地 ☐ 公園・レクリエーション施設 ☐ 住宅団地 ☐ 工業地

※背景や周辺にみられる景観の具体例は、巻末の「5用語の解説」を参照してください。

※背景や周辺にみられる景観とは、当該行為の場所周辺の道路等から、誰もが容易に見ることのできる周辺の景観あるいは背景に遠望できる景観のことをいう。

□ 景観計画区域の区分図



いずれかの該当行為のみ
記述してください

【開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更に関する事項（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）】：
共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
1. 意匠・形態	☒ 行為にあたっては、できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。	1 0 (48 頁)	・現況の地形を活かし、余分な盛土や切土を少なくした。	
2. 緑化	☒ のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。 ☐ 行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。	1 1 (49 頁) 1 2 (50 頁)	・擁壁の前面にツツジを植える。	

【土石の採取又は鉱物の掘採に関する事項】：共通の基準

項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
1. の方採取等	☒ 土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。	1 3 (51 頁)	・道路に面した地形と樹木を残し、行為地を道路から可能な限り離すことにより、目立ちにくくする。	
2. 遮へい	☒ 遮へいする場合は、できる限り植栽又は塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。	1 4 (52 頁)	・既存樹木を残し、遮へいする。	
3. 緑化	☒ 採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。	1 5 (53 頁)	・播種工を主体とした、落葉広葉樹、常緑樹の混交林とする。	

【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積に関する事項】：共通の基準

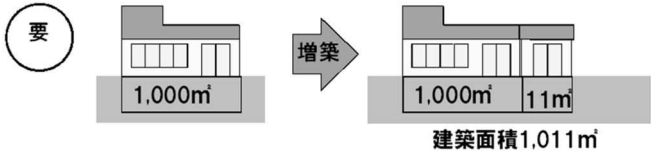
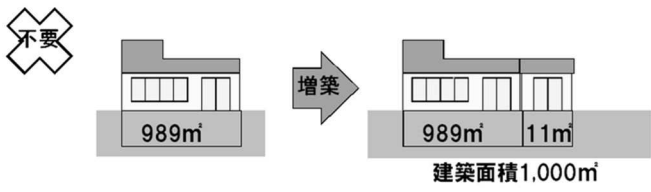
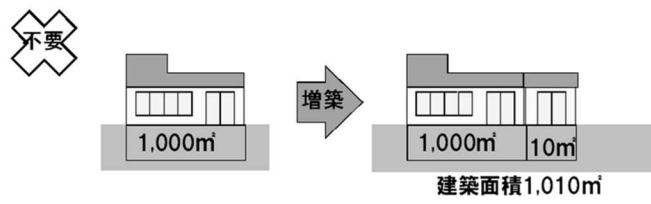
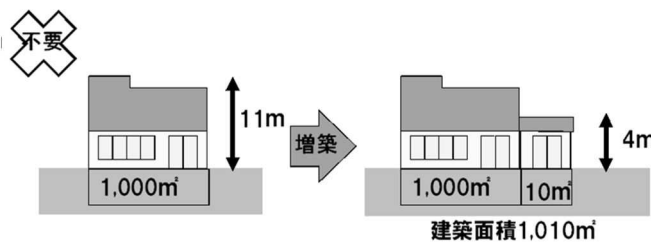
項目	景観形成基準	解説書 参考番号	主に配慮した内容	適否
1. 貯蔵の集積方法	☒ 積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。	1 6 (54 頁)	・資材の種類別に整然と積み上げる。	
2. 遮へい	☒ 積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。	1 7 (55 頁)	・道路際には高く積み上げない。 ・楨垣により道路に面する部分を緑化する。	

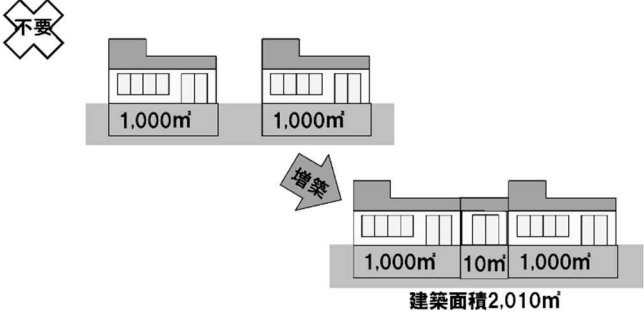
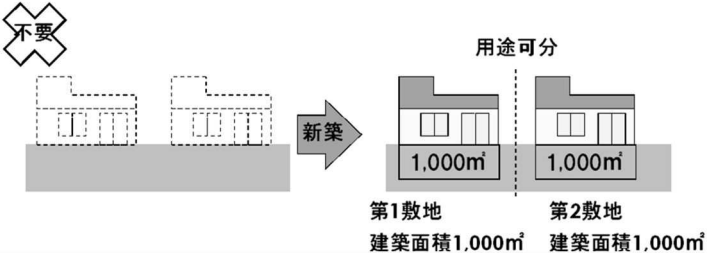
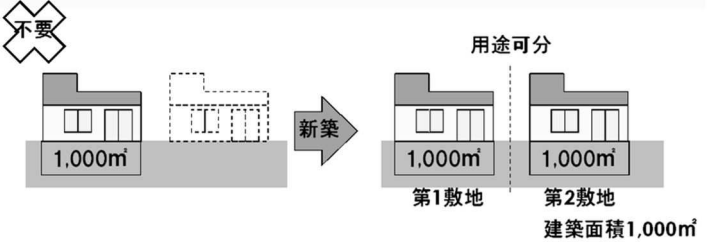
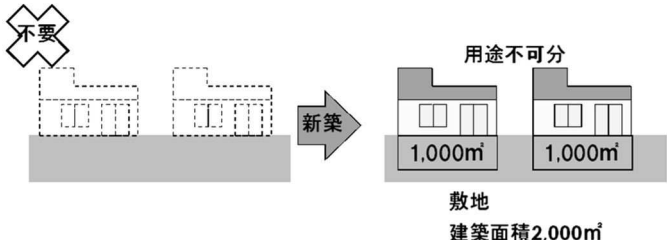
4 Q&A

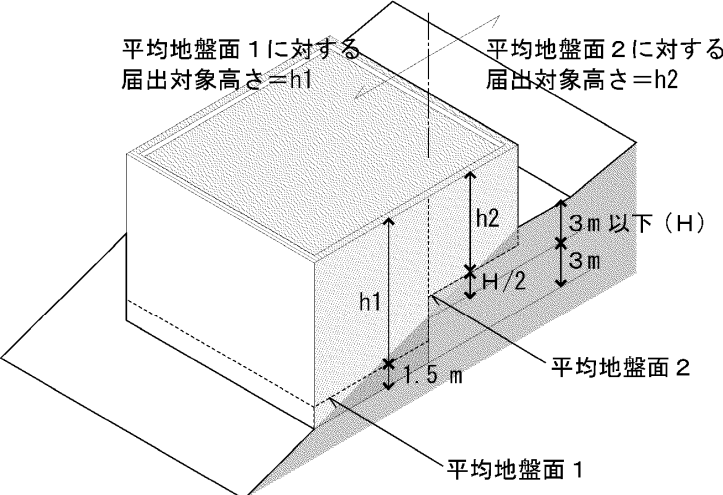
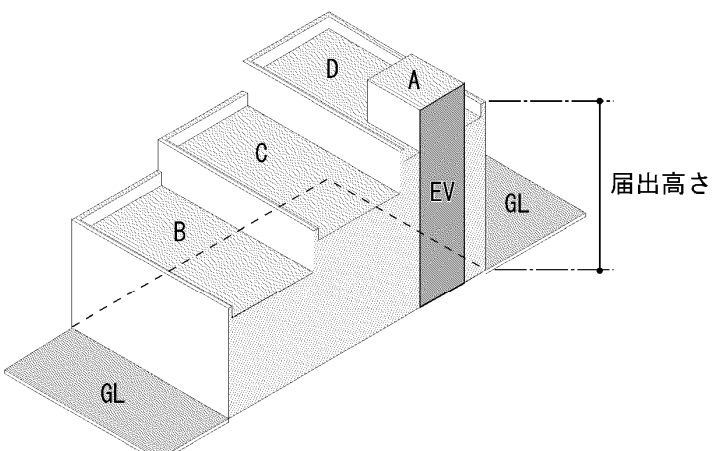
(1) 届出対象行為

	質問	回答
1-1	届出に係る行為の着手制限とは、どういうことか。	景観法では、届出を受理した日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならないとされています。(景観法第18条第1項) ただし、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事は、行為着手の制限となる工事から除外されています。(景観法施行令第12条)
1-2	既設の建築物(工作物)の塗り替えについて、同色に塗り替える場合は、届出が必要か。また、事前相談は必要か。	従前と同じ色に塗り替える場合は、色彩の変更に該当しないため、届出は不要です。また、事前相談も不要です。
1-3	既存の色彩が基準に適合しない場合で、景観に配慮した色に塗り替える場合は、届出が必要か。	色彩の変更に該当するので、届出は必要です。ただし、塗り替え面積が10㎡以下の場合は届出が不要です。
1-4	届出の対象外となる仮設の建築物や工作物とは、どのようなものをいうのか。	工事現場の現場事務所や博覧会のパビリオン、建築工事現場のタワークレーンのように、一定期間の使用の後、撤去される建築物や工作物をいいます。
1-5	土地の形質の変更とはどのようなものをいうのか。	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採など、切土、盛土を行うことにより、行為の前と後で土地の物理的形狀を変更することをいいます。
1-6	大規模な工場敷地内等で、外部から見通せない場所での行為も届出が必要か。	届出は必要です。
1-7	屋外広告物は届出の対象か。	屋外広告物は、屋外広告物法(条例)に基づき制限が行われているため、景観計画に基づく届出は不要です。(景観法施行令第10条第4号)

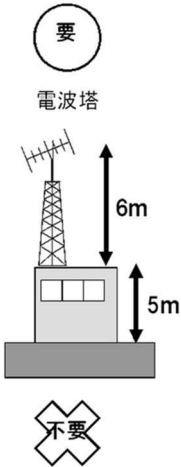
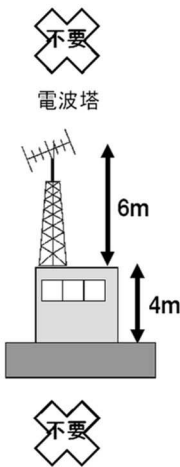
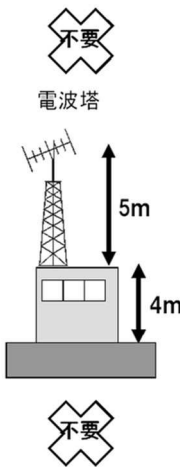
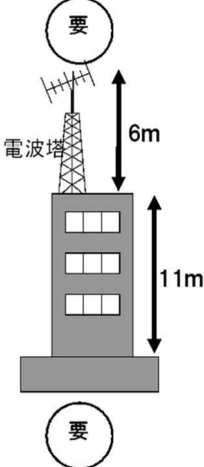
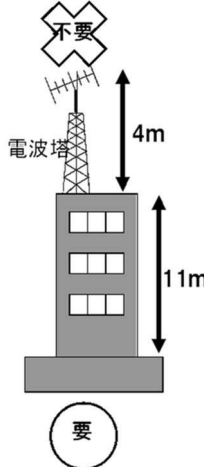
(2) 届出規模（面積・高さ）

	質問	回答
2-1	建築物の建築等で建築面積が1,000㎡を超える場合は届出対象とされるが、増築の場合は増築部分の建築面積が1,000㎡を超えている場合に届出が必要か。	増築部分の面積で判断するのではなく、増築後の建築物全体の建築面積が1,000㎡を超える場合は、届出が必要となります。 ただし、増築部分の床面積が10㎡以下の場合は、届出は不要です。
2-2	建築面積1000㎡の既存の建築物に床面積11㎡を増築する場合、届出は必要か。	増築の場合、増築後の建築物の全体の建築面積が1,000㎡を超え、かつ、増築部分の床面積が10㎡を超える場合は、届出が必要となります。 したがって、質問の場合は、増築後の建築面積は1,011㎡となり、1,000㎡を超え、増築部分の床面積も10㎡を超えるため、届出は必要です。  建築面積1,011㎡ 【参考】 増築面積が11㎡で、増築後の建築面積が1,000㎡の場合は、届出は不要です。  建築面積1,000㎡ 【参考】 増築面積が10㎡であれば、増築後の建築面積が1,010㎡でも、届出は不要です。  建築面積1,010㎡ 【参考】 増築面積が10㎡であれば、既存建築物の高さが11mでも、届出は不要です。  建築面積1,010㎡

	質問	回答
		【参考】 増築面積が10㎡であれば、既存建築物の建築面積が1,000㎡の2つの建築物をつなげる増築でも、届出は不要です。  不要 増築 1,000㎡ 1,000㎡ 1,000㎡ 10㎡ 1,000㎡ 建築面積2,010㎡
2-3	同一敷地内に複数の建築物を新築する場合等で、それらの建築物の建築面積の合計が1,000㎡を超える場合、届出は必要か。	同一敷地内に複数の建築物がある場合は、敷地単位で判断するのではなく、各建築物の建築面積ごとに1,000㎡を超えているかで判断します。 【参考】 同一敷地内の各々の建築物の建築面積が1,000㎡を超えなければ、複数の建築物の建築面積の合計が1,000㎡を超えても、届出は不要です。  不要 新築 用途可分 第1敷地 建築面積1,000㎡ 第2敷地 建築面積1,000㎡  不要 新築 用途可分 第1敷地 建築面積1,000㎡ 第2敷地 建築面積1,000㎡ 【参考】 用途不可分の複数の建築物が同一敷地にある場合は、建築基準法では、その合計が建築面積となりますが、景観計画に基づく届出は、各建築物の建築面積ごとに判断するため、次の場合は届出が不要です。  不要 新築 用途不可分 敷地 建築面積2,000㎡

	質問	回答
2-4	建築物や工作物の高さは、どこからのことをいうのか。	地盤面からの高さとしします(建築基準法に基づく)。
2-5	地盤面の高低差が3 mを超えると きの、地盤面の考え方はどう考える のか。	建築基準法に基づきます。  平均地盤面 1 に対する 届出対象高さ=h_1 平均地盤面 2 に対する 届出対象高さ=h_2 3 m 以下 (H) 3 m $H/2$ 1.5 m 平均地盤面 2 平均地盤面 1 地盤面とは建築物が周囲の地盤と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3 mを超える場合には、その高低差3 m以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。
2-6	建築物の屋上に突出した階段室等 は、建築物の高さに算入するのか。	階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さは5mまでは、当該建築物の高さに算入されません(建築基準法に基づく)。 【参考】 屋上部分が同一高さでない場合の、昇降機塔の高さの算入例  届出高さ $A \leq (B+C+D) \times 1/8$ ならば $A > D \times 1/8$ でもエレベーターシャフト(昇降機塔)は高さに算入しません。

	質問	回答
2-7	建築物や工作物の高さに避雷針等は含まれるのか。	避雷針等は、高さには算入しません(建築基準法に基づく)。ただし、建築物又は工作物本体が届出対象になった場合は、避雷針等を含めて審査の対象となります。 (この場合の届出高さは、避雷針等の高さは含めません)
2-8	水上で行う行為の高さはどのように考えるのか。	水面からの高さが基準となります。
2-9	建築物の建築等で建築物の高さが10mを超える場合は届出対象とされているが、既存建築物の横に同一棟で増築する場合、次のケースはどうなるのか。 A: 既存部分の高さが10mを超えており、増築の部分の高さが10mを超える場合 B: 既存部分の高さが10mを超えているが、増築部分の高さは10mを超えていない場合 C: 既存部分の高さは10mを超えていないが、増築する部分が10mを超える場合	増築の場合は、既存建築物を含めた増築後の建築物の高さで判断しますので、A・B・Cいずれの場合も届出が必要です。 ただし、増築部分の床面積が10㎡以下の場合は、届出は不要です。
2-10	工作物が建築物の上にある場合の届出の必要性はどう考えるか。	建築物及び工作物全体の合計が届出対象の規模に達していなければ、届出は不要です。

	質問	回答
	【参考】 工作物が建築物の上にある場合の、届出対象の考え方の例を以下に示します。図の上段は工作物、下段は建築物の届出の有無を示しています。 要  電波塔 6m 5m 不要 地盤面からの全体高さが10mを超え、工作物の高さが5mを超えているため、工作物は届出が必要です。 不要  電波塔 6m 4m 不要 地盤面からの全体高さが10m以下ですので、工作物の高さが5mを超えても届出は不要です。 不要  電波塔 5m 4m 不要 地盤面からの全体高さが10m以下ですので、届出は不要です。 要  電波塔 6m 11m 要 地盤面からの全体高さが10mを超え、工作物の高さが5mを、建築物の高さが10mを超えているため、届出が必要です。 不要  電波塔 4m 11m 要 地盤面からの全体高さが10mを超え、建築物の高さが10mを超えているため、届出が必要ですが、工作物は不要です。	
2-11	工作物である擁壁は、高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超える場合が届出対象とされているが、具体的にはどうか。	届出が必要となるのは、高さ5mを超える区間が連続して10mを超えている場合です。 長さが10mを超える擁壁であっても、高さが5mを超えている区間が連続して10mを超えていない場合は、届出は不要です。
2-12	物件の堆積の場合、届出が必要となる堆積の面積の考え方は、実際に堆積する場所の面積で算出するのか、それとも、敷地全体の面積で算出するのか。	実際に堆積させる場所の面積で判断します。

(3) 景観形成基準

	質問	回答
3-1	届出が不要な行為は、景観に配慮しなくてもよいのか。	届出が不要な行為に対しては、勧告や公表、変更命令はできませんが、景観形成基準は、建築物の建築等の景観に影響を与えることが予想される行為に関し、景観づくりのために守るべき形態意匠等の基準を示しているものですので、地域の良い景観の形成のためには、届出が不要な行為であっても周辺の景観と調和させることが大切です。
3-2	建築物・工作物の色彩、素材の決定については、地元の同意は必要か。	地元の同意は必要ありません。地元の同意を得ている場合は、景観形成基準チェックシートにその旨が記入してあれば、審査の際に参考とします。

(4) 受付・審査について

	質問	回答
4-1	景観計画に基づく届出と建築確認申請との間にはどのような関係があるのか。景観計画に基づく届出が受理されなければ、建築確認申請ができないのか。	各々、別の法律に基づき審査されますので、景観形成基準に適合していないから、建築確認申請ができない、建築確認が認められない、または、その逆ということはありません。 ただし、両方の基準に適合する必要があるため、どちらかの手続を先行すると、一方の手続で修正の必要が生じる場合があるので、各々の審査部署と事前の相談をお願いします。
4-2	開発行為の場合、都市計画法に基づく開発行為が許可された後に、景観計画に基づく届出を行うのか。	開発行為が許可された後に、景観計画に基づく届出を行うことは可能ですが、行為の内容が景観形成基準に適合しない場合は、開発許可の内容も含めて変更する必要がある場合がありますので、開発許可の事前の相談と並行して、景観に関しても事前の相談をお願いします。
4-3	建築物と工作物を同一の敷地内に同時に建てる時の届出書は一つでよいのか。	同一の敷地内で行うのであれば、一つの届出とすることは可能です。
4-4	行為の着手できない期間が90日間となるのは、どのような場合か。	変更命令の処分については、30日以内にすることができるとされていますが、実地の調査をする必要があるとき、その他合理的な理由があるときは、その期間を90日を超えない範囲で延長することができるとされており、その場合は着手制限の期間が延長されます。

	質問	回答
4-5	届出された行為に対して、勧告や公表、変更命令ができるかとされているが、どのような手続となるのか。	届出がなされた行為に関して、景観形成基準に適合していない等の場合、その内容に応じて勧告や公表、変更命令ができるように規定されています。手続きとしては、公平性を確保するため、学識経験者等で構成する松阪市景観審議会の意見を聴くこととしています。
4-6	届出書を提出した後、市における審査中に、設計を変更する場合はどのような手続が必要か。	変更の内容によりますが、原則として従前の届出の取り下げと、新たな設計に基づく届出書の提出が必要です。この場合、行為の着手制限が再度適用されます。
4-7	届出書を提出し、市における審査終了後(行為の着手制限の期間を短縮する旨の通知を受け取った後)に設計を変更する場合は、どのような手続が必要か。	審査終了後の変更については、変更届出書での届出が必要となります。この場合も、行為の着手制限が再度適用されます。

5 用語の解説

□ 周辺に見られる景観の具体例

【自然的なもの】

1. 海

河川の河口部に広がる干潟と海岸は、野鳥飛来地やハマボウ自生地などとして豊かな自然環境を有し、海苔ひびの景観が趣をそえる広大な伊勢湾が前面に広がっています。



五主町の海岸沖の海苔ひび



松名瀬町の松名瀬海岸・吹井ノ浦地区



自然植生豊かな松名瀬町の櫛田川河口干潟

2. 河川

高見山や白猪山などを源とする櫛田川等の河川が伊勢湾に集まるように流れており、かつては地域の文化や産業を育んできました。現在でも、潤いとやすらぎを与えるとともに、農業用水や工業用水などの取水源として社会経済活動を支えています。



笠松町等の碧川河口地区



櫛田川下流の雄大な流れ



香肌峡県立自然公園(櫛田川)

3. 山地・丘陵地・里山

高見山地や紀伊山地、台高山脈などの山々と、それらの山麓部から標高100m前後の丘陵地がなだらかに連なっています。

また、かつては薪の採取、稲作など、人と自然との深い関わりの中で、持続可能な暮らしの条件を備えた場であった里山の名残として雑木林や棚田、茶畑が集落と一体となってみられます。



堀坂山を背景とする平成町中部平成台団地



柚原の山村景観と山並み



豊かな森林景観に囲まれた飯高町森の迷岳周辺の山地等



里山の原風景が残る御麻生園町



のどかな里山景観が残る笹川集落



嬉野森本町など里山景観が残る中村川流域

4. 田園

山麓部から連なる扇状地や平野部、海岸部にかけてまとまりのある田園地帯が形成されています。



伊勢寺地区の田園風景



朝見地区の田園風景と鎮守の杜



米ノ庄周辺の田園風景

【歴史的なもの】

5. 歴史的なまち並み

松坂城下町の都市構造を基盤とし発展してきた地区で、戦災などの影響を受けず、大規模な地域開発がなされていないため、歴史的な都市空間が現在でも継承されているところが多くみられます。

また、伊勢街道や和歌山街道沿いに繁栄した宿場などを基盤としており、往時をしのばせるまち並みがみられますが、少子高齢化などによる空家や空店舗の増加、建物の建替えなどにより、歴史的なまち並みの連たんが損なわれている地区もみられます。



殿町のまち並み



魚町一丁目のまち並み



白粉町のまち並み



市場庄のまち並み



射和・中万のまち並み



宮前のまち並み

6. 史跡、寺社

松坂城跡をはじめとして、城跡や寺院、神社などの歴史的な資源が多く残されています。



神服織機殿神社と杜



松坂城跡と四五百森



宝塚古墳公園

【都市的なもの】

7. 住宅地

主に住宅で構成されている一般的な市街地です。



嬉野中川町のまち並み



白粉町のまち並み



桜町のまち並み

8. 住宅団地

既成市街地周辺部においてミニ開発された住宅地や丘陵地等において開発された大規模な住宅地などがみられます。また近年、地区計画制度を活用し、計画的に開発された住宅地もみられます。



駅部田町の新しい市街地



下村町オナーズヒルの景観



中川駅周辺の住宅地

9. 商業地

松坂城下町の都市構造を基盤とし、土地区画整理事業や再開発事業、中心商店街等の近代化事業などにより整備された市街地がみられます。一方、中心商店街において増加する空き店舗や空き地、高度経済成長期に建設された住宅地における、老朽化した木造住宅密集地区などもみられます。

また、伊勢中川駅周辺では近年、土地区画整理事業により整備された市街地が広がっています。



平生町付近の県道伊勢松阪線
沿いのまち並み



松阪駅周辺のまち並み



中川駅周辺地区

10. 工業地

松阪港を中心とした臨海部や内陸部、丘陵地では、大規模な工業団地や企業立地がみられます。



広陽町の松阪中核工業団地



大口町の大口工業団地



松阪木材コンビナート
「ウッドピア松阪」

1 1. 高速道路、幹線道路

伊勢自動車道、国道23号、国道42号、国道166号などの道路交通網が整備されています。また、既成市街地周辺部や郊外部では、幹線道路沿いを中心に、大規模な施設や駐車場をもつ商業施設が立地し、沿道の景観に影響を与えている地区もみられます。



朝田町等の国道 42 号松阪多気バイパス沿い地区



野村町等の松阪 I.C からのアクセス道路沿い地区



飯高町木梶の国道 166 号奈良県境付近



田村町等の県道沿い地区



大黒田町等の沿道地区



朝日町等の国道 166 号沿い地区

1 2. 公園、レクリエーション施設

周辺の自然環境とふれあうことのできる施設や空間、文化遺産と一体的に整備された公園、宿泊施設やキャンプ場などを備えた地区が、既成市街地周辺部や海岸部、山間部に点在しています。

また、市民施設や文化施設、小学校、高校などが一体となって形成されている地区がみられます。



松阪市森林公園



伊勢寺町の松阪農業公園ベルファーム



松阪市中部台運動公園



久保町の三重高校等周辺地区



嬉野権現前町等嬉野ふるさと会館周辺地区



川井町のカネボウ跡公園(鈴の森公園)地区